

社会福祉法人指導監査結果(令和6年度)

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
令和6年7月25日	おおつ保育園	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
令和6年8月5日	きんろう保育園	評議員選任・解任委員会の開催について、理事会で決議すること。	改善済
		評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項については決議を行わないこと。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ておくこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		年度末現在で作成した固定資産台帳について、理事長に報告した証跡を残しておくこと。	改善済
		契約書に基づいて、工事の完了検査を行い、その証跡を残しておくこと。	改善済
		契約について、事務決裁規程で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会で決議すること。	改善済
		自動更新条項のある契約(借地等)について、更新の都度、伺文書により理事長の決裁を得ておくこと。	改善済
令和6年8月8日	里方福祉会	評議員の任期が令和6年6月開催の定時評議員会の終結の時までであり、任期が切れているため、早急に選任手続きを行うこと。	改善済
		評議員会の決議は、法令及び定款に定められた事項に限り行うことができるため、それ以外の事項について決議を行わないこと。	改善済
		評議員会の開催にあたっては、日時だけでなく、開催場所、議題、議案の概要についても理事会で決議すること。	改善済
		監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、現任監事の過半数の同意を得ておくこと。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		積立資産を積立目的以外に使用するために取崩す場合、理事会の承認を得ること。	改善済
		役員等損害賠償責任保険の加入について、更新の都度、理事会の決議を得ること。	改善済

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
令和6年8月27日	荒茅福祉会	役員、評議員及び評議員選任・解任委員（外部委員）の選任にあたり、履歴書を改選の都度、徴取すること。	改善済
		評議員選任・解任委員会の招集について、理事会で決議すること。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		評議員会の開催にあたっては、日時、開催場所、議題及び議案の概要について理事会で決議すること。	改善済
		令和5年6月に開催した理事会において理事長が選任されているが、理事長の重任登記がされていない。	改善済
令和6年8月29日	ことぶき福祉会	評議員と特殊の関係に該当する者が役員に含まれているため、速やかに改善すること。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数（毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回）以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
		契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会の承認を得ること。	改善済
令和6年9月5日	出雲南福祉会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
令和6年9月12日	わたりはし保育園	理事会、評議員会の決議について、特別の利害関係を有する者の有無を出欠票に合わせて確認しているが、出欠票が確認できない理事、評議員があった。出席理事、評議員全員について、特別の利害関係を有する者の有無を確認すること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数（毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回）以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
		契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会で決議すること。	改善済
		評議員選任・解任委員会の事務処理にあたる職員は、理事長が理事会の承認を得て選任し、辞令を交付しておくこと。	改善済
令和6年9月25日	京真会	令和5年3月27日に開催された評議員選任・解任委員会で選任された評議員（4名）の任期を令和7年6月定時評議員会までとしているが、正しくは令和10年6月定時評議員会までとなる。正しい任期の委嘱書を交付すること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数（毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回）以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
		令和5年度末において社会福祉充実残額が生じているため、社会福祉充実計画を策定し、理事会及び評議員会の決議を経て所轄庁の承認を得ること。	改善済
令和6年10月3日	出雲すみれ福祉会	理事との委託契約は利益相反取引に該当するため、理事会の承認を得たうえで契約を締結すること。	改善済

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
令和6年10月10日	あい來福祉会	理事会の決議について、特別の利害関係を有する者の有無を出欠票に合わせて確認しているが、理事長及び園長(理事)の出欠票が徴取されていなかった。出席理事全員について確認する必要があるため、全員の出欠票を徴取すること。	改善済
		評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		理事会における理事長の職務執行報告について、定款で定めている回数(毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回)以上報告し、議事録に記載すること。	改善済
令和6年10月17日	愛和福祉会	評議員会で、報告事項である事業報告について、承認の可否について決議を行っている。	改善済
令和6年10月22日	ひらた福祉会	障害福祉サービス等事業収入を主たる財源とする拠点区分からの繰入れについて、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において繰入れを行うこと。	改善済
令和6年11月7日	多伎の郷	退任した理事に対して記念品が贈呈されていた。これは報酬等に含まれるため、支給する場合は役員等報酬規程に規定すること。	改善済
令和6年11月14日	壽光会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会の承認を得ること。	改善済
		役員等損害賠償責任保険の加入について、更新の都度、理事会の決議を得ること。	改善済
令和6年11月19日	きづき会	評議員会で役員を選任した後に、同日開催された理事長を選定する理事会については、招集手続きの省略により行われることになるが、その場合に必要となる招集手続きの省略について理事及び監事全員の同意を得ること。	改善済
		契約について、定款細則で定めた理事長専決の金額を超える場合には、理事会の承認を得ること。	改善済

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。